

# 法人設立後に忘れてはいけない税務届

No	提出書類	提出先	提出期限	優先度	コメント
1	設立届出書	管轄税務署	設立日以後2ヶ月以内	高	定款写しを添付
2	青色申告の承認申請書		以下のいずれか早い日 ✓ 設立日以後3ヶ月を経過した日 ✓ 設立事業年度終了日	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も重要な申請</li> <li>欠損金の繰越(10年)を始めとする税制優遇の多くは青色申告法人を前提としているため提出期限までに必ず提出</li> </ul>
3	申告期限延長承認申請書 (法人税、消費税)		事業年度終了日	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告期限を3ヶ月まで延長が可能(提出しない場合2ヶ月)</li> <li>納付については、2ヶ月経過以降利子税が発生するため、2ヶ月で一旦見込納付をし、3ヶ月で最終確定させることが一般的</li> <li>株主総会の開催時期を事業年度終了後3ヶ月以内と定めている定款の添付が必要</li> </ul>
4	給与支払事務所等の開設届出書		事業所開設日から1ヶ月以内	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払が生じる場合には届出が必要</li> <li>これを元に税務署は源泉所得税の納付管理を開始</li> </ul>
5	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与の支給人員が常時10人未満である場合、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金の源泉所得税の提出時期を年2回にできる</li> </ul>
6	棚卸資産の評価方法の届出書		設立事業年度の確定申告期限日	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>①先入先出法、②個別法※1、③総平均法、④移動平均法、⑤売価還元法、⑥最終仕入原価法のいずれかを選択可能</li> <li>会計で適用している評価方法と合わせることが望ましい。(税務調整が不要となるため)</li> <li>届出が無い場合には最終仕入原価法により評価</li> </ul>
7	減価償却資産の償却方法の届出書			低	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定償却方法※2のみしか採用できない資産(建物や建物付属設備等)もあり、届出しない企業多い。</li> </ul>
8	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書			低	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動平均法か総平均法のいずれかを選択可能</li> <li>届出が無い場合には移動平均法により評価</li> </ul>
9	事前確定届出給与に関する届出書		設立日以後2ヶ月以内	低	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員給与として、定期同額給与以外のボーナス等を支払う場合には提出が必要</li> </ul>
10	設立の届出書	都道府県税事務所 市町村	設立日以後2ヶ月以内	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書と定款写しを添付</li> </ul>
11	申告書の提出期限の延長の承認申請書 (事業税) ※3		事業年度終了日	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務署に3を提出済みでも、都道府県税事務所への提出を忘れた結果、事業税の延長がされないため注意</li> </ul>

※1：個別の仕入価格をそのまま取得原価とする評価方法

※2：法定償却方法は右記の通り。(建物、建物附属設備、構築物⇒定額法 その他の有形固定資産⇒200%定率法、無形減価償却資産⇒定額法)

※3：住民税は法人税延長を条件に自動延長されるものの、10の書類内に届出欄があるため記載